

ほどがや市民活動センター運営要綱

第1条（趣旨）

保土ケ谷区は、ほどがや市民活動センター（以下「センター」という。）を市民活動及び生涯学習の支援を行なう場として設置する。また、センターの施設を活用し、市民の理解と参画のもとに、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すための事業を行う。

2 この要綱は、センターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業）

センターは、市民活動及び生涯学習を推進するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 活動場所の提供
- (2) 情報の提供
- (3) 相談・コーディネート
- (4) 講習会・研修会などの自主事業
- (5) 地域人材の発掘と育成
- (6) その他市民活動及び生涯学習推進に必要な支援

第3条（施設）

第2条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 相談コーナー
- (2) 作業コーナー
- (3) 情報・掲示コーナー
- (4) 展示コーナー
- (5) パソコンコーナー
- (6) ミーティングスペース
- (7) 研修室
- (8) 和室
- (9) グループボックス
- (10) レターケース
- (11) 一時保管倉庫
- (12) その他市民活動及び生涯学習の支援のための機能

第4条（開館時間）

センターの開館時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 平日・土曜日 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜・祝祭日 午前9時から午後5時まで

2 区長は前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

第5条（休館日）

センターの休館日は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設点検日 毎月第三月曜日（祝祭日の場合は翌平日）
- (2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができる。

第6条（利用）

第3条第1号から第12号に掲げる施設は、市民活動及び生涯学習活動を目的とする個人・団体が利用できることとする。

- 2 第8条の規定により運営に関する事務を受託した者（以下「受託者」という。）は、利用に関し、センターの運営上必要な条件を付けることができる。
- 3 受託者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用および利用するために必要な登録を禁止または制限することができる。
 - (1) センターにおける秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき
 - (2) 営利を主な目的とした利用と認められるとき
 - (3) センターで行う事業の目的に反するとき
 - (4) センターの運営上支障があるとき
 - (5) その他区長が必要と認めたとき
- 4 第1項及び第2項の手続きについて必要な事項は、区長と協議の上、受託者が定めるものとする。

第7条（入館の制限）

受託者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、または退場を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当する行為を繰り返すとき
- (2) その他、他の入館者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき
- (3) その他、センターの運営上支障があるとき

第8条（運営）

センターの運営に関する事務の一部または全てを、区が選定した団体・法人等に委託

する。

第9条（ほ도가や市民活動センター協働運営会議）

利用者の意見を反映して、センターの運営上の課題を協働で解決し、自主事業をセンターと協働で企画・実施する役割を担う「ほ도가や市民活動センター協働運営会議」を設置する。

2 この会議の会則については別に定める。

第10条（ほ도가や市民活動センター評議会）

協働運営会議を含むセンター全体の運営について、第三者機関として評価・助言を行ない、公平かつ効率的なセンター運営を進める役割を担う「ほ도가や市民活動センター評議会」を設置する。

2 この評議会は、保土ヶ谷区長から委嘱を受けた委員で構成する。

3 この評議会の会則については別に定める。

第11条（市民協働推進センターとの連携）

センターは、横浜市市民協働推進センターと連携し、地域の自立性や課題解決を推進する。

第12条（事業の所管）

この事業は、保土ヶ谷区総務部地域振興課が所管する。

2 地域振興課長は、第2条で規定する事業を統括する。

第13条（その他）

この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、受託者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 要綱を改正した場合は、速やかに横浜市教育委員会事務局所管課に報告する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。